

2 前項に規定する入力は、特許庁長官が定める技術的基準に適合する電子計算機であつて、あらかじめ、第十五条第一項の規定により特許庁長官に届け出たものを使用して行わなければならない。

第十一條中「令第八條」を「第二十五條」に、「入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三條、第十五條第一項、第十九條の二及び第二十三條の四において同じ。）」を「電子計算機」に改め、同條の表第一号中「特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」といふ。）」による改正前の特許法（以下「旧特許法」といふ。）」を「旧特許法」に改め、同表第四号中「令第一條第四十三号又は第四十四号」を「第十條第四十九号又は第五十号」に改め、同表第六号中「令第一條第四十三号」を「第十條第四十九号」に改め、同表第七号中「令第一條第四十五号」を「第十條第五十一号」に改め、同表第八号中「令第一條第四十六号」を「第十條第五十二号」に改め、同表第九号中「令第一條第四十六号」を「第十條第五十二号」に改め、同表第十号中「令第一條第四十七号」を「第十條第五十三号」に改め、同表第十一号中「前條第一号」を「第十條第四十二号」に改め、同表第十九号中「前條第二号」を「第十條第四十三号」に、「令第一條第四十條」を「第二十一條第一項」に改め、第二十号中「前條第三号」を「第十條第四十四号」に改め、「（令別表の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判が特許庁に係属している場合を除く。）」に係るものを除く。）」を削る。

第十二條中「令第八條」を「第二十五條」に改め、同條の表上欄中「令第一條」を「第十條」に改め、同表下欄中「改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」といふ。）」を「旧実用新案法」に改める。

第十三條中「第十五條」を「第十五條第一項」に、「入出力装置」を「電子計算機」に改める。第十五條の見出し中「入出力装置」を「電子計算機」に改め、同條第一項中「令第二條第二項、第七條又は第十六條第二項」を「第十條の二第二項、第二十三條の五及び第三十四條の四第二項」に、「入出力装置」を「電子計算機」に改める。

第十六條の見出し中「入出力装置」を「電子計算機」に改め、同條中「前條」を「前條第一項」に、「入出力装置」を「電子計算機」に改める。

第十七條の見出し中「入出力装置」を「電子計算機」に改め、同條中「第十五條」を「第十五條第一項」に、「入出力装置」を「電子計算機」に改める。

第十九條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされておるに掲げる物件を、第十條の二第一項に規定する事項の入力の後第二十條で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

第十九條の二中「第十一條」を「特許法施行規則第二十四條」に、「入出力装置」を「電子計算機」に、「令第二條第三項の規定にかかわらず、前條第一項第十号」を「前條第一項の規定にかかわらず、同項第十号」に改める。

第二十條中「令第二條第三項の経済産業省令で定める期間は、第十九條第一項第一号」を「第十九條第一項の期間は、同項第一号」に、「令第二條第一項」を「第十條の二第一項」に改める。

第二十一條から第二十三條までを次のように改める。

（特定手続を行った旨の申出等）
第二十一條 電子情報処理組織を使用して一の特定手続を行う者（代理人により特定手続を行う場合にあっては、その者の代理人）が二人以上あるときは、これらの者のうち第十條の二第一項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入力の後三日以内に、当該特定手続を行った旨を特許庁に申し出なければならない。

2 前項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出は、様式第三十二によりしなければならない。
第二十二條 削除

（特定処分等の指定）
第二十三條 法第四條第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされておる行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三條第四項（実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」の規定による次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）」に係るものを除く。）」の却下の処分

イ 第十條の規定による特定手続（第一号から第四十七号までに掲げるものに限る。）」
ロ 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四條ただし書（実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」の規定による届出

ハ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」の書換登録の申請に関する手続の受継の申立て

ニ 特許法第三十條第四項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）」の規定による特許法第三十條第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）」に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出
ホ 意匠法第四條第三項の規定による同條第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヘ 商標法第九條第二項の規定による同條第一項に規定する商標及び商品又は役務であること
を証明する書面の提出

ト 特許法第三十九條第七項（同法第三十四條第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」、意匠法第九條第五項又は商標法第八條第四項の規定による届出

チ 特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」、実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」の規定による書類の提出

リ 特許法第八十四條の十四（同法第八十四條の二十第六項並びに実用新案法第四十八條の十五第三項及び第四十八條の十六第六項において準用する場合を含む。）」の規定による特許法第三十條第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）」に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又 特許法第三百三十四條第四項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」の審査又は特許法第九十四條第一項（実用新案法第五十五條第三項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」の規定による求めに応じて提出する書類その他の物件の提出